



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例……………(議 会 事 務 局) …… 9
- 大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例……………(秘 書 課) …… 9
- 大和高田市情報公開条例及び大和高田市審議会等の会議の公開に関する
条例の一部を改正する条例……………(企 画 法 制 課) ……10
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) ……10
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保 険 医 療 課) ……11
- 大和高田市手数料条例の一部を改正する条例……………(産 業 振 興 課) ……11
- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条
例……………(保 育 課) ……11
- 大和高田市保育所条例の一部を改正する条例……………(") ……13
- 大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例……………(") ……14
- 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介 護 保 険 課) ……15
- 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準
に関する条例等の一部を改正する条例……………(") ……16
- 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例……………(環 境 衛 生 課) ……22
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備等に関する条例……………(教 育 総 務 課) ……22
- 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例……………(") ……24
- 大和高田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例……………(学 校 教 育 課) ……24
- 大和高田市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例……………(") ……25

規則

- 大和高田市立病院事業の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規
則……………(市立病院医事課) ……25
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……26
- 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則……………(社 会 福 祉 課) ……26
- 平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する
規則……………(人 事 課) ……35
- 大和高田市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に
規定する事務を定める規則……………(保 育 課) ……38

告示

- 大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示……………(都 市 計 画 課) ……38
- 大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱……………(土 木 管 理 課) ……39
- 平成27年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表……………(財 政 課) ……43
- 大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の全部を改正する告示…(社 会 福 祉 課) ……75
- 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱……………(") ……80

○公示送達	(収納対策室)	87
○引取りのない自転車等の処分	(生活安全課)	87
○し尿くみ取り手数料集金事務委託の告示	(環境衛生課)	87
○使用料収納事務委託の告示	()	87
○公示送達	(保険医療課)	88
○公示送達	(収納対策室)	88
○公示送達	()	88
○平成27年国勢調査大和高田市実施本部設置要綱	(産業振興課)	89
○公示送達	(収納対策室)	91
○平成27年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(税務課)	91
○指定管理者の指定	(社会福祉課)	91
○指定管理者の指定	()	91
○指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定	()	92
○指定特定相談支援事業者の指定	()	92
○大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する告示	()	93
○大和高田市支援調整会議設置要綱	(保護課)	93
○平成27年度固定資産の評価等の固定資産課税台帳への登録	(税務課)	95
公告		
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	95
○高6枝東三倉堂町地内管渠工事(62)・給配水管移設工事(G62)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	95
○高6枝中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)に関する条件付き一般競争入札公告	()	97
○平成27年度大和高田市要介護認定業務一部委託に関する条件付き一般競争入札公告	()	99
教育委員会		
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(教育総務課)	102
○大和高田市立小学校、中学校通学区域規則の一部を改正する規則	(学校教育課)	103
○大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則	()	104
○大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則	()	104
○大和高田市立幼稚園保育料入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則	()	104
○大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則	(生涯学習課)	105
○大和高田市教育委員会事務専決規程及び大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程	(教育総務課)	106
○教育委員会3月定例委員会の招集	()	108
○教育推進教員設置要綱の一部を改正する告示	()	109
○教育委員会3月臨時委員会の招集	()	109
○教育委員会3月臨時委員会の招集	()	109
○教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定についての一部を改正する告示	()	109
○教育長の職務を代理する職員の指定についてを廃止する告示	()	110
選挙管理委員会		

○選挙人名簿登録者等の書面の縦覧場所……………	(選挙管理委員会)	……110
○議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1数等……………	(〃)	……110
○選挙管理委員会の招集……………	(〃)	……111
○選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	(〃)	……111
○平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所等……………	(〃)	……111
○平成27年3月25日現在の奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………	(〃)	……111
○選挙管理委員会の招集……………	(〃)	……112
○選挙管理委員会の招集……………	(〃)	……112
○平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙における大和高田市期日前投票所……………	(〃)	……112
○平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者の選任……………	(〃)	……112
○平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所……………	(〃)	……113
○平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所……………	(〃)	……113
○平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙における大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票の記載場所……………	(〃)	……113
○選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	(〃)	……113
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数……………	(〃)	……113
公営企業		
○水道料金等の収納事務の委託……………	(水道総務課)	……114
○指定給水装置工事事業者の指定……………	(〃)	……114

公布された条例のあらまし**◇大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

教育委員会の代表者が教育長となることに伴い、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めます。（第21条関係）

3 施行期日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

◇大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備を行うとともに、功労者の資格の停止要件を見直す改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 教育長が特別職となることに伴い、功労者の資格要件に「8年以上教育長の職にあった者」を加えます。（第2条関係）

(2) 功労者の資格の停止要件から「本市以外に住所を移したとき。」を削ります。（第10条関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市情報公開条例及び大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）

・法律の引用条項を改めます。

・「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めます。（第6条関係）

(2) 大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例（平成22年条例第36号）

・法律の引用条項を改めます。

・「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めます。（第5条関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備を行うとともに、「国家公務員退職手当法」の一部改正に鑑み、退職手当の調整額を引き上げるものです。

2 改正の内容

- (1) 教育長が常勤の特別職に位置づけられることとなったことに伴う所要の規定の整備を行います。(第1条関係)
- (2) 退職した職員の退職前の職責（5年分）に応じ加算することとされている「調整額」を以下のとおり引き上げます。(第7条の4関係)

区分	改正前	改正後
第1号区分	41,700円	54,150円
第2号区分	33,350円	43,350円
第3号区分	25,000円	32,500円
第4号区分	20,850円	27,100円
第5号区分	16,700円	21,700円

※大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則別表のアの表又はイの表に定める区分

- (3) これまで、第5号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていましたが、他の区分と同様に支給対象とします。(第7条の4関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地方税法施行令」の一部改正のうち、本市において未実施であった国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の引き上げを行うものです。

2 改正の内容

- (1) 後期高齢者支援金等課税額を14万円から16万円に引き上げます。(第2条第3項及び第21条関係)
- (2) 介護納付金課税額を12万円から14万円に引き上げます。(第2条第4項及び第21条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」により、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められるため、所要の規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

引用する法律の題名を改めます。(別表関係)

3 施行期日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

◇大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例

1 改正の理由

「子ども・子育て支援法」に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等を定めるため、新たに条例を制定するものです。

2 改正の内容

子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育の利用に関し、利用者が負担する費用について必要な事項を定めます。

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市保育所条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「子ども・子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、保育料及び保育の実施基準並びにこども園を構成していた保育所等について所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 定義の整備を行います。(第2条関係)
- (2) 保育の実施基準を廃止し、保育所で実施する事業を定めます。(第5条関係)
- (3) 費用の徴収に関する規定を加えます。(第6条関係)
- (4) 保育料の納付期限及び不還付に関する規定を加えます。(第7条関係)
- (5) 延長保育料の納付及び納付期限を規定します。(第8条関係)
- (6) 一時預かり利用料の納付及び納付期限を規定します。(第9条関係)
- (7) 高田保育所及び土庫・北保育所を廃止します。(別表関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正により、学校教育と保育を一体的に提供する施設である新たな幼保連携型認定こども園が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 用語の意義を規定します。(第2条関係)
- (2) こども園の構成施設をこども園の位置に改めます。(第3条関係)
- (3) こども園で実施する事業を改めます。(第6条関係)
- (4) 費用の徴収に関する規定を加えます。(第7条関係)
- (5) 新たに以下の費用の納付及び納付期限を規定します。
 - ・保育料(第8条関係)
 - ・延長保育料(第9条関係)
 - ・一時預かり利用料(第10条関係)
- (6) 費用の不還付に関する規定を加えます。(第11条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

被保険者の負担能力に応じた保険料を設定するため、保険料負担段階を変更(細分化)するとともに、介護保険法の規定により市が3年ごとに策定する介護保険事業計画(第6期)に基づき保険料を改定するものです。

また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する

法律」の公布により「介護保険法」の一部が改正され、平成27年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとされましたが、円滑な事業の実施のための準備期間が必要であることから、事業の実施を猶予する規定を設けます。

2 改正の内容

(1) 保険料負担段階の変更及び保険料の改定を行います。(第4条関係)

- ・現行の8段階の保険料を11段階に細分化します。
- ・保険料基準額を増額します。

「4,960円」→「5,860円」

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施を猶予する規定を設けます。(附則第8条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」による「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

次に掲げる条例について所要の改正を行います。

(1) 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第27号)

(2) 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年条例第28号)

(3) 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成26年条例第24号)

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

し尿の収集に係る手数料のうち従量によるものの手数料について、当該額を引き上げるための改正を行います。

2 改正の内容

し尿の収集に係る手数料のうち従量によるものの手数料を170円から174円に引き上げます。

3 施行期日

平成27年4月1日

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

1 改正の理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係する条

例について所要の規定の整備等を行うものです。

2 改正の内容

次に掲げる条例について所要の改正を行います。

- (1) 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和55年条例第14号）を廃止します。
- (2) 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
 - ・教育長については長が議会の同意を得て直接任命・罷免できることになること及び教育委員長制度が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行います。（第4条、附則第3項及び別表第1関係）
- (3) 大和高田市特別職報酬等審議会条例
 - ・教育長が特別職となることに伴い、審議会が所掌する事項に教育長を加えます。（第2条関係）
- (4) 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例
 - ・教育長が特別職となることに伴い、特別職の常勤の職員の定義に教育長を加えます。（第2条関係）
 - ・教育長の給与に関する規定を追加します。（第6条の2、附則第5項及び別表関係）
- (5) 職員等の旅費に関する条例
 - ・教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、当該法を根拠とする大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例を廃止することとなることから、同条例に定める旅費関連規定を本条例に加えるための改正を行います。（第9条、第21条及び別表関係）
- (6) 大和高田市吏員退隠料等に関する条例
 - ・引用する法律について条ずれ等の整備を行います。（第1条関係）

3 施行期日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

◇教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

1 改正の理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育長の勤務時間、休日等及び職務専念義務の特例に関し新たに条例を制定するものです。

2 改正の内容

教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めます。

3 施行期日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

◇大和高田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正により、学校教育と保育を一体的に提供する施設である新たな幼保連携型認定こども園が創設され、大和高田市立高田こども園及び大和高田市立土庫こども園から構成する施設が削られることに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

大和高田市立高田幼稚園及び大和高田市立土庫幼稚園を廃止します。（第2条関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、市立幼稚園の入園料を廃止し、保育料について所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 入園料を廃止します。(題名、第1条、第2条及び第6条関係)

(2) 保育料について、新たに制定する「大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例」に定める額とします。(第2条関係)

(3) 納付期限について、毎月20日から当該月の末日に改めます。(第4条関係)

(4) 保育料及び入園料の減免を廃止します。(第5条関係)

※旧減免対象の被保護世帯、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯については応能負担における区分により規定することとし、災害その他の理由による減免については、「大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例」第3条に規定が移ります。

3 施行期日

平成27年4月1日

条 例**条例第1号**

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和高田市議会委員会条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の大和高田市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の大和高田市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

条例第2号

大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例

大和高田市功労者表彰条例（昭和33年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 8年以上教育長の職にあった者
第10条第4号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定による改正後の大和高田市功労者表彰条例第2条を適用する場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長であった者の当該教育長としての在職期間については、これを表彰資格の年数に含めない。

条例第3号

大和高田市情報公開条例及び大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市情報公開条例及び大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例

(大和高田市情報公開条例の一部改正)

第1条 大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例（平成22年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例第4号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

第7条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例第1条の規定は適用せず、この条例による施行前の大和高田市職員の退職手当に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

条例第5号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第21条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第6号

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

大和高田市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表23の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日から施行する。

条例第7号

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育の利用に関し、利用者が負担する費用について必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額）

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

（利用者負担額の減免）

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（延長保育料）

第4条 市立保育所又は市立こども園において法第59条第2号に規定する時間外保育を受けた子どもの保護者から徴収する料金（以下「延長保育料」という。）の額は、別表第1に掲げる額とする。

2 延長保育料の軽減に関し必要な事項は、規則で定める。

（一時預かり利用料）

第5条 市立保育所又は市立こども園において法第59条第10号に規定する一時預かり事業を利用した子どもの保護者から徴収する一時預かり利用料の額は、別表第2に掲げる額とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置）

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ（1）及びロ（1）並びに第3号イ（1）及びロ（1）に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

実施施設名	区分	延長保育料	
高田こども園 土庫こども園 片塩保育所 浮孔保育所	月曜日から 金曜日まで	午前7時30分から午前8時30分まで（保育短時間認定を受けた子ども）	0円
		午後4時30分から午後7時まで（保育短時間認定を受けた子ども）	日額100円
		午後6時30分から午後7時まで（保育標準時間認定を受けた子ども）	日額100円
天満保育所 みどり保育所 磐園保育所 高田西保育所	月曜日から 金曜日まで	午前7時30分から午前8時30分まで（保育短時間認定を受けた子ども）	0円
		午後4時30分から午後6時まで（保育短時間認定を受けた子ども）	日額100円

別表第2（第5条関係）

子どもの属する世帯	一時預かり利用料	
	4時間以内	4時間を超える
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
上記以外の世帯	3歳未満の子ども	日額900円
	3歳以上の子ども	日額700円
		日額1,800円
		日額1,400円

条例第8号

大和高田市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市保育所条例の一部を改正する条例

大和高田市保育所条例（平成16年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童」を「子ども」に、「小学校就学の始期に達するまでの者」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子ども」に改め、同条第2号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条に規定する親権を行う者、未成年後見人その他の者で、前号の児童を現に監護する者」を「法第6条第2項に規定する保護者」に改め、同条第3号中「大和高田市が保育に欠ける児童（法第24条第1項に規定する保育に欠ける乳児又は幼児をいう。）を保育する児童福祉施設」を「法第7条第4項に規定する保育所」に改める。

第3条中「大和高田市」を「市長」に、「法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に改める。

第4条第2号中「法」を「児童福祉法」に改める。

第5条から第8条までを次のように改める。

（事業）

第5条 保育所は、児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育を行う。

2 前項に定める保育のほか、保育所は、次に掲げる事業を行うことができる。

（1） 法第59条第2号に規定する事業

（2） 法第59条第10号に規定する一時預かり事業

（費用の徴収）

第6条 市長は、前条第1項の保育に係る子どもの保護者又は扶養義務者から、大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例（平成27年条例第7号。以下「利用者負担条例」という。）第2条に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）を保育料として徴収する。ただし、認可保育所を利用する子どもが市の区域外に居住する場合、保育料は徴収しない。

2 市長は、市立保育所において前条第2項第1号の事業を利用する子どもの保護者から、利用者負担条例第4条に定める延長保育料を徴収する。

3 市長は、市立保育所において前条第2項第2号の一時預かり事業を利用する子どもの保護者から、利用者負担条例第5条に定める一時預かり利用料を徴収する。

4 市長は、前3項に定める費用のほか、市立保育所において事業を実施することに伴い必要となる費用の実費相当額を保護者から徴収することができる。

（保育料の納付期限）

第7条 保育料の納付期限は、当該月の末日（その日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に定める市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。

（延長保育料の納付及び納付期限）

第8条 第6条第2項の延長保育料は、市長が指定する期日までに、延長保育を利用した施設において納付するものとする。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（一時預かり利用料の納付及び納付期限）

第9条 第6条第3項の一時預かり利用料は、一時預かり事業を利用する日に、一時預かり事業を利

用する施設において前納により納付するものとする。

（費用の不還付）

第10条 既に納付した第6条に掲げる費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表高田保育所の項及び土庫・北保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例第9号

大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例

大和高田市立こども園条例（平成21年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第3条第3項の規定により幼稚園と保育所を一体的に整備し、奈良県知事の認定を受けた幼保連携施設をいう」を「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」に改め、同条に次の3号を加える。

（1） 子ども 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する子どもをいう。ただし、この条例の対象となる子どもの年齢は、規則で定める。

（2） 保護者 法第2条第11項に規定する保護者をいう。

（3） こども園 市長が設置する法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

第3条の見出し中「構成施設」を「位置」に改め、同条中「こども園を構成する施設」を「位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
大和高田市立高田こども園	大和高田市内本町1801番地7
大和高田市立土庫こども園	大和高田市土庫1丁目702番地1

第6条から第8条までを次のように改める。

（事業）

第6条 こども園は、次に掲げる事業を行う。

（1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育

（2） 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

2 前項各号に掲げる事業のほか、こども園は、次に掲げる事業を行うことができる。

（1） 子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する事業

（2） 子ども・子育て支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業

（費用の徴収）

第7条 市長は、前条第1項第1号の特定教育・保育に係る子どもの保護者又は扶養義務者から、大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例（平成27年条例第7号。以下「利用者負担条例」という。）第2条に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合には、居住する市町村の定める額）を保育料として徴収する。

2 市長は、前条第2項第1号の事業を利用する子どもの保護者から、利用者負担条例第4条に定める延長保育料を徴収する。

3 市長は、前条第2項第2号の一時預かり事業を利用する子どもの保護者から、利用者負担条例第

5条に定める一時預かり利用料を徴収する。

4 市長は、前3項に定める費用のほか、事業を実施することに伴い必要となる費用の実費相当額を保護者から徴収することができる。

（保育料の納付期限）

第8条 保育料の納付期限は、当該月の末日（その日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に定める市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。

第9条を第12条とし、第10条中「別に」を「規則で」に改め、同条を第13条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（延長保育料の納付及び納付期限）

第9条 第7条第2項の延長保育料は、市長が指定する期日までに、延長保育を利用した施設において納付するものとする。

（一時預かり利用料の納付及び納付期限）

第10条 第7条第3項の一時預かり利用料は、一時預かり事業を利用する日に、一時預かり事業を利用する施設において前納により納付するものとする。

（費用の不還付）

第11条 既に納付した第7条に掲げる費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例第10号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同項第1号中「29,760円」を「35,160円」に改め、同項第2号中「29,760円」を「52,680円」に改め、同項第3号中「44,640円」を「52,680円」に改め、同項第4号中「59,520円」を「63,240円」に改め、同項第8号中「119,040円」を「140,640円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号中「104,160円」を「105,480円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円」を「190万円以上290万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第10号イ」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

（9） 次のいずれかに該当する者 119,520円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護状態であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（10） 次のいずれかに該当する者 130,080円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護状態であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用され

たならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第1項第6号中「89, 280円」を「91, 320円」に改め、同号ア中「200万円以上400万円」を「120万円以上190万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「次号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第39条第1項第6号」に、「74, 400円」を「84, 360円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 70, 320円

第4条第2項中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に、「第39条第1項第5号」を「第39条第1項第6号」に、「200万円」を「120万円」に改める。

第6条第3項中「ハ」を「ニ」に、「又は第6号ロ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「から第6号」を「から第9号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（整備法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、整備法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条例第11号

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第83条第3項、第84条、第191条第10項、第192条第2項及び第193条を除く。）中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第6条第2項中「又は奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年

奈良県条例第18号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第2項のサービス提供責任者を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
-----------------------------------	---	------

<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>
---	---	------------------

第82条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第18号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護

老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「(以下「指定複合型サービス」という。)」を「(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第194条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第200条第1項及び第201条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第202条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

(大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「（法第8条の2第17項）」を「（法第8条の2第15項）」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

（大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13条」を「第14条」に、「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第18号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第39条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

（12） 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第18号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第75条第2項第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

（28） 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年条例第 号）による改正後の介護保険条例（平成12年条例第16号。以下「新介護保険条例」という。）附則第8条に定める場合において、第1条の規定による改正前の大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、新介護保険条例附則第8条に定める場合において、旧地域密着型サービス基準条例第151条第13項の規定及び第3条の規定による改正前の大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第32条第15号イの規定は、なおその効力を有する。

条例第12号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「170円」を「174円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例別表第1の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に依頼したこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うし尿の収集に係る手数料について適用し、公布日前に依頼した施行日以後のし尿の収集に係る手数料については、なお従前の例による。

条例第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の廃止)

第1条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和55年条例第14号)は、廃止する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項を第2項とする。

附則第3項中「、教育委員会委員長」を削る。

別表第1中

「

教育委員会	委員長	月額	136,000円
	委員	月額	94,000円

」を

「

教育委員会の委員	月額	94,000円
----------	----	---------

」に

改める。

(大和高田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例)

第3条 大和高田市特別職報酬等審議会条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 教育長

第6条の2第2項に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の25.5

附則第5項に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の20

別表に次のように加える。

教育長	690,000円
-----	----------

(職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 職員等の旅費に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

第21条中「、教育長」を削る。

別表中「副市長」の次に「及び教育長」を加える。

(大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部を改正する条例)

第6条 大和高田市吏員退隠料等に関する条例(昭和24年告示)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第6号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による廃止前の大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例は、改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第2条の規定による改正後の大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条、附則第3項及び別表第1の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条、附則第3項及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。
- 4 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第3条の規定による改正後の大和高田市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用しない。
- 5 改正法附則第2条第1項の場合により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第2条、第6条の2第2項、附則第5項及び別表の規定は適用しない。

条例第14号

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び休暇)

- 第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(職務に専念する義務の免除)

- 第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第16号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日から施行し、同日以後任命される教育長から適用する。

条例第15号

大和高田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

大和高田市立幼稚園設置条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第2条の表大和高田市立高田幼稚園の項及び大和高田市立土庫幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例第16号

大和高田市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市立幼稚園保育料入園料徴収条例（昭和28年条例第1号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大和高田市立幼稚園保育料徴収条例

第1条中「及び入園料」を削る。

第2条を次のように改める。

（保育料の額）

第2条 市長は、幼稚園における教育に係る子どもの保護者又は扶養義務者から、大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例（平成27年条例第7号。以下「利用者負担条例」という。）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）を保育料として徴収する。

第3条第1項中「出席日数又は保育日数」を「出席日数」に改め、同条第2項を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

（納付期限）

第4条 保育料の納付期限は、当該月の末日（その日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に定める市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。

（減免の決定に係る権限の委任）

第5条 市長は、利用者負担条例第3条に規定する利用者負担額（市立幼稚園に限る。）の減額又は免除の決定に係る権限を教育委員会に委任する。

第6条の見出し中「及び入園料」を削り、同条中「及び入園料」を削り、「これ」を「これ」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

規 則

規則第29号

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第9条」に改める。

第2条第1項中「、外科、整形外科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、脳神経外

科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科及び皮膚科」を「、循環器・腎臓内科、呼吸器内科、消化器内科、糖尿病内科、神経内科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、眼科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、皮膚科、病理診断科及び臨床検査科」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

規則第33号の2

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の135」を「100分の150」に改め、同条第2号中「100分の65」を「100分の70」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

規則第2号

大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則を次のように定める。

平成27年2月27日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市精神障害者医療費助成条例（平成26年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2） 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （4） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （5） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（市長が定める助成金控除額）

第3条 条例第5条第4号に規定する額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 外来療養である場合 500円
 - （2） 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）
- （証明書の交付申請）

第4条 条例第6条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、精神障害者医療費受給資格証交付申請書兼受給資格等異動届出書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項第3号及び第4号に該当することを明らかにすることができる書類

(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証

(3) 精神障害者保健福祉手帳

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた者にあつては、自立支援医療受給者証（精神通院）

2 市長は、前項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（証明書の交付）

第5条 申請書を受理した市長は、申請者が対象者であると認めるときは条例第6条第1項の規定により精神障害者医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、対象者であると認められないときはその理由を付し、精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、申請書の提出がない場合においても、対象者であると認めるときは、前項の規定に準じて受給資格証を交付することができる。

3 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

4 受給資格者は、医療機関等において医療を受ける際は受給資格証を提示しなければならない。

（受給資格証の更新申請等）

第6条 受給資格証の有効期間は、受給資格証交付の日から同日以後最初の7月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限のいずれか早い日までとする。

2 受給資格者は、受給資格証の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格証の有効期限までに、精神障害者医療費受給資格証更新申請書（様式第4号）に第4条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第4条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があつた場合について準用する。

（受給資格証の再交付）

第7条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、申請書により市長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、当該受給資格証を添えなければならない。

3 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

（支給方法）

第8条 条例第5条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、精神障害者医療費助成金交付請求書（様式第5号）に領収書その他自己負担金を条例第6条第2項に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が奈良県内の医療機関等で診療を受ける際に受給資格証を提示した場合において、当該医療機関等から提供される情報に基づき奈良県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項が通知されたときは、受給資格者から市長に前項の規定による請求書の提出があつたものとみなす。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金を交付するものとし、不適当と認めるときは精神障害者医療費助成金交付請求却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（届出）

第10条 条例第7条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとし、申請書に受給資格証を添えて、市長に届け出なければならない。

- （1） 住所又は氏名を変更したとき。
- （2） 条例第5条に規定する医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更が生じたとき。
- （3） 条例第2条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当しなくなったとき。
- （4） 精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があったとき。
- （5） 対象者が死亡したとき。

（受給資格、者台帳の整備）

第11条 市長は、受給資格者について精神障害者医療費受給資格者台帳（様式第7号）を作成し、常に記載内容について整理しておかななければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係及び第10条関係）

精神障害者医療費受給資格証交付申請書兼受給資格等異動届出書

対象者	フリガナ	住所
	氏名	
	男・女	
	生年月日	
配偶者	氏名	住所
① 扶養義務者	氏名	住所
	対象者との続柄	

所得状況		対象者	配偶者	扶養義務者
② 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人	人	人
	〔うち㊦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 ㊧特定扶養親族〕	(うち㊦) 人 (うち㊧) 人	(うち㊦) 人 (うち㊧) 人	(うち㊦) 人 (うち㊧) 人
③ 所得額		円	円	円
④ 控除 内 訳	雑損控除	円	円	円
	医療費控除	円	円	円
	社会保険料控除	円	円	円
	小規模企業共済等掛金	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	障害者（特別障害者を除く。）である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	円	円	円
		※ 円	※ 円	※ 円
障害者・特別障害者・寡婦（夫）・寡婦の特別・勤労学生の特	円	円	円	
肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円	
※ 控除後の所得額		円	円	円

加入医療保険	被保険者氏名		対象者との続柄		住所	
	⑤保険種別	国(市町村・退・細) 健(政・組・日) 船・共	本人 家族	被保険者証の 記号番号		
	保険者番号 及び名称					

⑥交付申請事由	1 精神障害者になったため 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため 4 その他 () (交付事由発生年月日)
---------	---

※ 審査 認定・却下

上記のとおり精神障害者医療費受給資格証の交付及び精神障害者医療費助成金の支給を申請します。
 異動事由(資格取得・保険変更・住所変更・証再交付・資格喪失()・その他())
 年 月 日 申請者 住所
 大和高田市長 様 氏名 印

手帳判定()級 番号() 交付日() 手帳コピー添付
 (注) ※印の欄は、記入しないでください。

(裏面)

精神障害者医療費受給資格の申請及び精神障害者医療費助成金の支給にあたり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧し、使用すること。
- ・療養の給付に係る自己負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合、被保険者証、精神障害者医療費受給資格証及び当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴し、市長に提出すること。
- ・本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

年 月 日
 大和高田市長 殿

申請者 住所 氏名 印

なお、助成金は次の口座に振り込んでください。
 年 月 日
 大和高田市長 殿

申請者 住所 氏名 印

口座振替 依頼欄	金融機関名	銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所
	金融機関コード		店舗コード
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号
	口座名義人	フリガナ	

(委任状)

私は、
 を代理人と定め、次の権限を委任する。
 精神障害者医療費助成金の受領に関すること。

(申請者) 住所
 氏名 印

(代理人) 住所
 氏名 印

様式第2号(第5条関係)

(表)

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;">精</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; flex-grow: 1;">精神障害者医療費受給資格証</div> </div>		
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	奈良県大和高田市
	氏名	
	生年月日	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
発行機関及び	奈良県 大和高田市長	
交付年月日	年 月 日	
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市役所窓口へ直接申請してください。		

(裏)

ご使用上の注意事項

1. この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
2. 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関（病院や診療所や調剤薬局）に必ず提示してください。
3. 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一旦、保険の自己負担金を支払ってください。診療月から約3ヵ月後に市役所にデータが届きますので、支払った医療費から一部負担金額を差し引いて自動償還払いします。（市役所へ領収書の提出は不要です。年1回資格更新時に振込口座の登録をしてください。）
4. 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、精神障害者医療費助成金交付請求書（市役所にあります）に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限りません。
5. 住所、氏名、健康保険証に変更のあったときは、14日以内に市長に届け出てください。
6. 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。
7. 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。
 1. 転出された場合
 2. 有効期間が満了した場合
 3. 保険の資格がなくなった場合
 4. その他受給要件に該当しなくなった場合
8. この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

様式第3号（第5条関係）

精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

(理由)

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

届出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

申請者氏名 _____ 印

精神障害者医療費受給資格証更新申請書

精神障害者医療費受給資格証の更新及び精神障害者医療費助成金の支給申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。
- ・療養の給付に係る一部負担金について、高額療養費の支給を受けることができる場合に係る以下の内容
 - （ア） 被保険者証及び精神障害者医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。
 - （イ） 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。
 - （ウ） 上記について、医療機関等が市長に提出すること。

記

変更（有・無）

① 現届出 保険	受給者名			
	被保険者名			
	記号・番号			
	保険者名		コード	

変更（有・無）

② 現届出 口座	金融機関名			
	支店名	口座番号		
	口座名義人			

①、②の内容と変更がある場合は③、④に記入してください。

※加入健康保険・振込口座に変更があれば下記に記入をお願いします。

③ 加入 保険	被保険者名			
	記号・番号			
	保険加入日		年 ____ 月 ____ 日	加入
	保険者名			

保険者番号							
④ 振込 口座	金融機関名				コード		
	支店名				コード		
	科目		口座番号				
	口座名義人	(フリガナ)					

(ゆうちょ銀行への振込は振込専用番号を記入してください。)

様式第5号(第8条関係)

精神障害者医療費助成金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所 大和高田市
氏名 印
TEL

※金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。
なお、上記金額を登録の口座に振り込んでください。

受給資格証 受給者番号		受給者氏名	
		生年月日	T・S・H 年 月 日生
加入医療保険 名称		加入医療保険 記号 番号	記号 番号

◎診療月ごとに申請してください。添付する領収書は受診者名・受診日・保険点数・金額・医療機関名・領収印のあるものに限ります。

【医療等の状況】							年 月分	決定 番号 ※
入 院	医療機関名			医療機関コード				
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額		
	日 (~)	点	円	円	円	円		
外 来 等	医療機関名			医療機関コード				
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額		
	日	点	円	円	円	円		
	医療機関名			医療機関コード				
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額		
	日	点	円	円	円	円		
	医療機関名			医療機関コード				
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額		
	日	点	円	円	円	円		
	医療機関名			医療機関コード				
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額		
	日	点	円	円	円	円		

		日	点	円	円	円	円
合 計				自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
				円	円	円	円
※確認欄		保険の自己負担割合（1割・2割・3割）			※高額療養費の有無（限度額）		
※決定				係	決裁年月日	年	月 日
					交付年月日	年	月 日
					台帳確認	年	月 日

※欄は記入しないでください。

様式第6号（第9条関係）

精神障害者医療費助成金交付請求却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで請求のあった精神障害者医療費助成金交付請求については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

記

（理由）

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第11条関係）

精神障害者医療費受給資格者台帳

精	年齢	福祉管理番号	
受給者番号	宛名番号	世帯番号	世帯識別
異動年月日	カナ氏名		生年月日
異動事由	氏名		性別
異動理由	住所		
届出年月日	電話番号	管轄	大和高田市

交付情報	
申請制度	有効期間

認定制度		通院有効期間	
資格情報			
申請年月日		申請事由	
取得年月日		取得理由	
却下年月日		却下理由	
喪失年月日		喪失事由	
		喪失理由	

資格履歴情報						
受給者番号	状態	制度	有効期間自	有効期間至	通院有効期間自	通院有効期間至

保険情報						
保険者					保険種別	
記号番号		付加給付		保険取得年月日		
被保険者名		続柄		保険喪失年月日		
保険履歴情報						
保険者番号	保険者名	記号番号	取得年月日	喪失年月日		

保護者情報				
個人番号		世帯番号		世帯識別
カナ氏名				生年月日
氏名				性別
住所				
続柄				

手帳情報	手帳区分		等級		障害名	
手帳発行者			手帳番号			
手帳有効期限			個人番号			

口座情報				
金融機関				支店
口座種別		口座番号		口座名義人

備考情報				

規則第3号

平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則を次のように定める。
平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 平成26年改正条例 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第30号）をいう。
- (2) 切替日 平成27年4月1日をいう。
- (3) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号。以下「初任給等規則」という。）別表第1に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (4) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業していた期間
 - エ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
 - オ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第6号）第2条の規定により派遣をされていた期間
 - カ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
- (7) 復職時調整 初任給等規則第19条、第19条の2及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号。以下「育児休業条例」という。）第8条の規定による号給の調整をいう。
- (8) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
- (9) 再任用職員異動 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (10) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、他の地方公共団体の職員その他市長が定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
(平成26年改正条例附則第6項の市長が規則で定める職員)

第3条 平成26年改正条例附則第6項の市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員
- (3) 切替日以降に降号をした職員
- (4) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (5) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (6) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (7) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長が定めるこれに準ずる職員を含む。）

(平成26年改正条例附則第7項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった

職員（市長が定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号。次号において「改正前の条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長が定めるこれに準じる場合 市長が定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が市長が定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市

長が定める職員にあっては、市長が定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第7項の規定による給料の額に相当する額を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第4号

大和高田市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項に規定する大和高田市が設置する幼保連携型認定こども園（同法第18条第3項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する事務のうち、大和高田市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして規則で定めるものは、次のとおりとする。

- （1） 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定
- （2） 幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること。
- （3） 幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

告示第25号

大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示

大和高田市開発指導要綱（平成14年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- （9） 集合住宅 共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋住宅その他これらに類する建築物をいう。

第3条第1項第3号ア中「共同住宅」を「集合住宅」に改め、同項に次の1号を加える。

- （6） 資材置場、露天駐車場、太陽光発電施設等の用途に供する盛土造成地をアスファルト、コ

ンクリート等の舗装仕上げ（雨水の浸透を妨げるその他の方法による仕上げを含む。）を行う事業で、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの（集合住宅その他の用途に供する区域に隣接して行われ、その合算した面積が1,000平方メートル以上のものを含む。）

第3条第2項を次のように改める。

- 2 同一事業者又は市において当該事業者と密接な関係にあるとみなされる事業者が、開発区域に隣接した区域又は近隣の区域で、開発区域と一体的に利用される土地がある場合又は開発事業の完了後2年以内にさらに開発事業を行おうとする場合は、その区域全てを一団の開発区域としてこの告示を適用する。

第5条第2項中「の計画」を「計画」に改める。

第14条第2号中「雑排水排水」を「雑排水」に改める。

第18条各号、第19条並びに第20条第1項第1号及び第2項第1号中「共同住宅」を「集合住宅」に改める。

第21条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の帰属の手続については、工事完了検査後速やかに開発事業者において分筆登記（所有権以外の権利が登記されている場合は、その抹消登記を含む。）をし、大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱（平成27年告示 号）第6条に規定する寄附採納願を提出するものとする。

様式第1号中「(1) (2) (3) ア イ (4) (5)」を「(1)

(2) (3) ア イ (4) (5) (6)」に、「長屋住宅以外の共同住宅」を「以外の集合住宅」に、「長屋住宅、共同住宅」を「集合住宅」に改める。

様式第3号中「とする寄附採納願・承諾書・位置図・土地登記事項証明書・土地所在図（公図）・地積測量図・印鑑登録証明書・登記原因証明情報・誓約書・私設水道管寄附採納願・公共施設寄附採納願・代表者事項証明書・商号登記簿謄本」を「な大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱第6条に規定する」に、「及び分筆による」を「分筆及び公衆用道路への」に改める。

様式第4号中「第 号 年 月 日」を「第 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の大和高田市開発指導要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた事前協議から適用し、施行日前になされた事前協議については、なお従前の例による。

告示第26号

大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱を次のように定める。

平成27年3月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱

（目的）

第1条 この告示は、道路用地の寄附採納（以下「寄附」という。）について必要な事項を定め、道路管理の適正化及び地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。

（受理要件）

第2条 寄附することができる道路用地は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 現に一般交通の用に供されており、公共性が高いこと。
- (2) 何人からも私権の制約を受けずに公道として認められること。
- (3) 安全面及び交通に支障がないこと。

- (4) 道路用地として正しく分筆登記され、他の土地との境界が明確であること。
- (5) 大和高田市公有財産規則（昭和41年規則第14号）第2条の規定に基づき、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (6) 道路用地（地下及び上空を含む。）内に道路管理の支障となる占用物件がないこと。
- (7) 寄附後、道路用地を早急に整備する必要がないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、道路管理において支障となることがないこと。

2 寄附することができる道路用地は、複数の地番に分かれており、それらが一つの道路を形成している場合は、全筆を対象とすること。

（道路用地形態）

第3条 寄附することができる道路用地の形態は、前条の受理要件に適合しているほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大和高田市開発指導要綱（平成14年告示第20号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき築造されたもの
- (2) 要綱第2条第4号に規定する開発事業を除く道路用地であつて、次に掲げる要件を全て満たしているもの
 - ア 道路用地の幅員が4m以上あり、線形が不自然でないこと。
 - イ 道路舗装は、市長が認める路盤と表層を有しており、かつ、平坦であること。
 - ウ 起点及び終点が公道又は公共施設に接続し、通り抜けていること、又は起点及び終点の一方が公道又は公共施設に接続し、他方に有効な転回広場が設けられていて車両通行上支障がないと認められること。ただし、道路延長が35m未満の場合は、この限りでない。
 - エ 道路用地には雨水等を有効に排除するために必要な側溝等の排水施設が設けられ、流末処理がなされていること。
 - オ 道路用地に面する建築物が2以上存する土地で、その登記名義人が別であること。
- (3) 市が管理する道路に面している隅切り又は道路後退用地が、寄附されることにより機能の向上が図られると認められるもの
- (4) 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第49号）第3条第4号の規定に基づき、里道等の付替協議が成立したもの

（寄附の特例）

第4条 市長は、前2条の規定にかかわらず、公益上特に必要があると認めるときは、寄附を受けることができる。

（事前協議）

第5条 市に道路用地の寄附の申出をしようとする者（以下「寄附者」という。）は、あらかじめ事前協議を行うものとする。

（寄附の申請）

第6条 寄附者は、事前協議の後、寄附採納願（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記原因証明情報兼登記承諾書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 土地登記事項証明書
- (4) 公図
- (5) 地積測量図
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 公共施設寄附採納願（様式第3号）
- (8) 法人名義の場合にあつては、代表者事項証明書
- (9) 水路占用許可を受けている場合にあつては、大和高田市法定外公共物管理条例施行規則（平

成16年規則第37号)第7条に規定する法定外公共物使用等許可権利譲渡等承認申請書
 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 (費用負担等)

第7条 寄附に要する費用については、寄附者が負担するものとする。ただし、所有権移転登記は、市が行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

寄 附 採 納 願

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所
 氏 名 実印
 (法人にあつては、主たる事務所の所在
 地並びに名称及び代表者の氏名)
 電 話
 届出人 住 所
 氏 名
 電 話

下記土地を _____ 敷地として、公共の用に供するため、関係書類を添えて寄附採納を申請します。

記

1. 土地の表示 大和高田市

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)

2. 添付書類

(1) 登記原因証明情報兼登記承諾書(様式第2号) (2) 位置図 (3) 土地登記事項証明書 (4) 公図 (5) 地積測量図 (6) 印鑑登録証明書 (7) 公共施設 寄附採納願(様式第3号) (8) 代表者事項証明書(法人の場合) (9) 法定外公共物使用等許可権利譲渡等承認申請書(水路占用許可を受けている場合)(大和高田市法定外公共物管理条例施行規則様式第8号) (10) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

登記原因証明情報兼登記承諾書

奈良地方法務局 葛城支局 御中

登記申請特定情報

- 1. 登記の目的 所有権移転
- 2. 当事者 権利者(甲) 大和高田市
義務者(乙)
- 3. 土地の表示 大和高田市

所在	地番	地目	地積(m ²)

4. 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対して 年 月 日公共用地として本件土地を寄附し、甲はこれを受諾した。
- (2) 上記により、本件土地の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

上記のとおり相違なく、上記土地について、甲が所有権移転の登記をすることを承諾します。

年 月 日

権利者(甲) 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市長

義務者(乙) 住所
氏名 実印

様式第3号(第6条関係)

公共施設寄附採納願

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在)
地並びに名称及び代表者の氏名

電話

別添関係書類を添えて下記のとおり(水路通路橋・排水施設等)を貴市に寄附します。
記

- 1. 場所 大和高田市
- 2. 水路占用許可の有無 (有・無)
- 3. 寄附施設の概要

4. 開発面積 m^2
 5. 添付書類 給排水施設平面、断面図、構造図、道路区域図等道路内埋設物全てが分かる図面

告示第27号

平成27年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成27年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成27年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成27年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成27年度大和高田市下水道事業特別会計予算
- 6 平成27年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 7 平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 8 平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 9 平成27年度大和高田市水道事業会計予算
- 10 平成27年度大和高田市病院事業会計予算
- 11 平成26年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）
- 12 平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第3号）
- 14 平成26年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 15 平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 16 平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 平成26年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）
- 18 平成26年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）
- 19 平成26年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

平成27年度大和高田市一般会計予算

平成27年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,040,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額

に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,432,000
	1. 市民税	3,004,000
	2. 固定資産税	2,555,000
	3. 軽自動車税	111,000
	4. たばこ税	380,000
	5. 都市計画税	382,000
2. 地方譲与税		108,000
	1. 地方揮発油譲与税	34,000
	2. 自動車重量譲与税	74,000
3. 利子割交付金		18,000
	1. 利子割交付金	18,000
4. 配当割交付金		70,000
	1. 配当割交付金	70,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		24,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	24,000
6. 地方消費税交付金		830,000
	1. 地方消費税交付金	830,000
7. 自動車取得税交付金		24,000
	1. 自動車取得税交付金	24,000
8. 地方特例交付金		30,000
	1. 地方特例交付金	30,000
9. 地方交付税		6,833,000
	1. 地方交付税	6,833,000
10. 交通安全対策特別交付金		8,000
	1. 交通安全対策特別交付金	8,000
11. 分担金及び負担金		133,390

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 分担金	1,290
	2. 負担金	132,100
12. 使用料及び手数料		852,225
	1. 使用料	558,188
	2. 手数料	294,037
13. 国庫支出金		4,187,138
	1. 国庫負担金	3,596,031
	2. 国庫補助金	515,529
	3. 国庫委託金	75,578
14. 県支出金		1,394,512
	1. 県負担金	983,376
	2. 県補助金	298,786
	3. 県委託金	112,350
15. 財産収入		27,802
	1. 財産運用収入	26,801
	2. 財産売却収入	1,001
16. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
17. 繰入金		1
	1. 基金繰入金	1
19. 諸収入		233,331
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	2,000
	3. 貸付金元利収入	3,775
	4. 雑入	217,556
20. 市債		1,834,600
(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 市債	1,834,600
歳入合計		23,040,000

(歳出)		(単位:千円)
款	項	本年度予算額
1. 議会費		269,325
	1. 議会費	269,325
2. 総務費		2,056,840
	1. 総務管理費	1,480,041
	2. 徴税費	309,731
	3. 戸籍住民基本台帳費	89,434
	4. 選挙費	103,976
	5. 統計調査費	47,262
	6. 監査委員費	26,396
		10,017,067
3. 民生費	1. 社会福祉費	4,485,605
	2. 児童福祉費	2,912,748
	3. 生活保護費	2,618,410
	4. 災害救助費	304
		2,625,592
4. 衛生費	1. 保健衛生費	902,786
	2. 清掃費	1,722,806
		20,716
5. 労働費	1. 労働諸費	20,716
		155,734
6. 農林水産業費	1. 農業費	155,734
		101,156
7. 商工費	1. 商工費	101,156
		1,923,812
8. 土木費	1. 土木管理費	132,682
	2. 道路橋りょう費	208,060

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	3. 河川費	53,968
	4. 都市計画費	1,400,932
	5. 住宅費	128,170
9. 消防費		813,777
	1. 消防費	813,777
10. 教育費		2,081,157
	1. 教育総務費	389,002
	2. 小学校費	292,466
	3. 中学校費	121,691
	4. 高等学校費	361,263
	5. 幼稚園費	229,460
	6. 社会教育費	368,960
	7. 保健体育費	318,315
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		2,954,820
	1. 公債費	2,954,820
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		23,040,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成27年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
固定資産台帳作成業務及び公会計支援業務	平成29年度末まで	11,022千円
公共建物清掃業務	平成29年5月末まで	50,675千円
本庁舎宿直業務	平成29年5月末まで	17,495千円
土地路線価算定業務	平成29年度末まで	17,064千円
教育用パソコン等借上料(高等学校)	平成32年8月末まで	10,057千円
小学校・幼稚園給食調理業務委託料(4ヶ所)	平成30年7月末まで	127,207千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 4,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
清掃運搬施設等整備事業	7,500	〃	〃	〃
耕地事業	33,500	〃	〃	〃
河川応急対策事業	2,200	〃	〃	〃
道路新設改良事業	32,400	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	6,000	〃	〃	〃
道路整備事業	3,200	〃	〃	〃
河川改良事業	23,400	〃	〃	〃
借換債 (河川改良事業)	13,900	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	50,800	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合公園整備事業	千円 4,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
都市再生整備事業	230,300	〃	〃	〃
小学校大規模改造事業	35,300	〃	〃	〃
中学校大規模改造事業	12,300	〃	〃	〃
中学校給食施設整備事業	45,600	〃	〃	〃
児童ホーム整備事業	9,200	〃	〃	〃
臨時財政対策債	920,000	〃	〃	〃
借換債 (臨時財政対策債)	399,700	〃	〃	〃
計	1,834,600			

平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,704,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,541,087
	1. 国民健康保険税	1,541,087
2. 使用料及び手数料		489
	1. 手数料	489
3. 国庫支出金		2,800,418
	1. 国庫負担金	1,633,052
	2. 国庫補助金	1,167,366
4. 療養給付費等交付金		272,609
	1. 療養給付費等交付金	272,609
5. 前期高齢者交付金		2,028,583
	1. 前期高齢者交付金	2,028,583
6. 県支出金		506,497
	1. 県負担金	63,864
	2. 県補助金	442,633
7. 共同事業交付金		2,003,664
	1. 共同事業交付金	2,003,664
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
9. 繰入金		537,283
	1. 一般会計繰入金	537,282
	2. 基金繰入金	1
11. 諸収入		13,669
	1. 延滞金加算金及び過料	323
	2. 市預金利子	1
	3. 療養費等指定公費返還金	760
	4. 雑入	12,585

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
歳入合計		9,704,300
(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		117,201
	1. 総務管理費	100,045
	2. 徴税費	16,706
	3. 運営協議会費	450
2. 保険給付費		5,924,241
	1. 療養諸費	5,209,715
	2. 高額療養費	668,525
	3. 出産育児諸費	42,021
	4. 葬祭諸費	3,780
	5. 移送費	200
3. 後期高齢者支援金等		1,132,806
	1. 後期高齢者支援金等	1,132,806
4. 前期高齢者納付金等		1,164
	1. 前期高齢者納付金等	1,164
5. 介護納付金		415,473
	1. 介護納付金	415,473
6. 共同事業拠出金		2,003,669
	1. 共同事業拠出金	2,003,669
7. 保健事業費		86,923
	1. 特定健康診査等事業費	74,664
	2. 保健事業費	12,259
8. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
9. 公債費		9,459
	1. 公債費	9,459
10. 諸支出金		12,863

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	1. 償還金及び還付加算金	7,600
	2. 繰出金	3,503
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	760
	4. 旧老人保健拠出金	1,000
11. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		9,704,300

平成27年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成27年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		113,300
	1. 外来収入	109,900
	2. その他検査等収入	3,400
2. 使用料及び手数料		10,463
	1. 使用料	144
	2. 手数料	10,319
3. 財産収入		19
	1. 財産運用収入	19
4. 繰入金		3,504
	1. 基金繰入金	1
	2. 特別会計繰入金	3,503
5. 繰越金		11,731
	1. 繰越金	11,731
6. 諸収入		83
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	82
歳 入 合 計		139,100

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		61,091
	1. 施設管理費	60,855
	2. 研究研修費	236
2. 医業費		77,473
	1. 医業費	77,473
3. 基金積立金		19
	1. 基金積立金	19
4. 公債費		17
	1. 公債費	17
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		139,100

平成27年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成27年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 諸収入		24,900
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	24,899
歳 入 合 計		24,900

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1. 運用管理費	5
2. 公債費		24,895
	1. 公債費	24,895
歳 出 合 計		24,900

平成27年度大和高田市下水道事業特別会計予算

平成27年度大和高田市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,352,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		365,935
	1. 使用料	365,935
2. 国庫支出金		250,000
	1. 国庫補助金	250,000
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		656,354
	1. 一般会計繰入金	656,354
6. 諸収入		10
	1. 市預金利子	10
7. 市債		1,079,700
	1. 市債	1,079,700
歳 入 合 計		2,352,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 下水道事業費		1,182,418
	1. 下水道事業費	1,182,418
2. 公債費		1,169,182
	1. 公債費	1,169,182
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳 出 合 計		2,352,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 697,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	382,200	〃	〃	〃
計	1,079,700			

平成27年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成27年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		42,998
	1. 使用料	42,998
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳入合計		43,000

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		18,095
	1. 駐車場費	18,095
2. 公債費		24,805
	1. 公債費	24,805
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		43,000

平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成27年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,523,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,157,127
	1. 介護保険料	1,157,127
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,270,921
	1. 国庫負担金	943,777
	2. 国庫補助金	327,144
4. 支払基金交付金		1,483,477
	1. 支払基金交付金	1,483,477
5. 県支出金		791,274
	1. 県負担金	770,471
	2. 県補助金	20,803
6. 財産収入		39
	1. 財産運用収入	39
7. 繰入金		819,475
	1. 一般会計繰入金	799,966
	2. 基金繰入金	19,509
9. 諸収入		1,475
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	1,405
歳 入 合 計		5,523,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		114,671
	1. 総務管理費	69,811
	2. 徴収費	3,517
	3. 介護認定審査会費	41,032
	4. 介護保険運営協議会費	311
2. 保険給付費		5,274,610
	1. 給付諸費	5,274,610
3. 地域支援事業費		124,332
	1. 介護予防事業費	24,925
	2. 包括的支援事業・任意事業費	99,407
5. 基金積立金		7,662
	1. 基金積立金	7,662
6. 公債費		254
	1. 公債費	254
7. 諸支出金		2,271
	1. 償還金及び還付加算金	2,271
歳 出 合 計		5,523,800

平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成27年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ677,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		447,884
	1. 後期高齢者医療保険料	447,884
2. 使用料及び手数料		36
	2. 手数料	36
3. 繰入金		218,142
	1. 一般会計繰入金	218,142
5. 諸収入		11,338
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	11,316
	3. 延滞金加算金及び過料	2
歳 入 合 計		677,400

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		34,593
	1. 総務管理費	33,111
	2. 徴収費	1,482
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		631,353
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	631,353
3. 保健事業費		10,316
	1. 保健事業費	10,316
4. 公債費		38
	1. 公債費	38
5. 諸支出金		1,000
	1. 償還金及び還付加算金	1,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		677,400

議 第 9 号

平成27年度大和高田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,230,000 m ³
(うち県営水道からの受水量)	7,230,000 m ³
(2) 一日平均配水量	19,808 m ³
(3) 平均給水件数	31,201件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水場ポンプ取替工事	75,000千円
ロ. 配水管布設、布設替及び移設工事	454,130千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業	収益	1,927,929千円
第1項	営業	収益	1,845,626千円
第2項	営業外	収益	82,228千円
第3項	特別	利益	75千円
		支	出
第1款	水道事業	費用	1,766,549千円
第1項	営業	費用	1,695,309千円
第2項	営業外	費用	68,240千円
第3項	特別	損失	1,000千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 516,275千円は当年度分損益勘定留保資金 262,589千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 32,191千円、建設改良積立金 159,724千円及び経営安定化積立金61,771千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資	本	的	収
				入
				289,557千円
第1項	企	業	債	
				140,000千円
第2項	負	担	金	
				149,557千円
		支	出	
第1款	資	本	的	支
				出
				805,832千円
第1項	建	設	改	良
				費
				612,189千円
第2項	企	業	債	償
				還
				金
				191,643千円
第3項	予		備	費
				2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水場管理業務委託	平成28年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
庁舎清掃委託	平成28年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
営業業務委託	平成28年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	140,000千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 228,830千円
- (2) 交際費 20千円

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,671千円と定める。

平成27年度大和高田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	96,038人	外来患者数	219,672人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	262人	外来患者数	904人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1千円
			設備新設費	1千円
			固定資産購入費	170,824千円
			放射線治療棟整備費	1,265,473千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益		7,517,924千円
第1項 医業収益		7,145,717千円
第2項 医業外収益		367,205千円
第3項 特別利益		5,002千円

支 出

第1款 病院事業費用		7,366,591千円
第1項 医業費用		7,058,733千円
第2項 医業外費用		271,856千円
第3項 特別損失		35,002千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,002千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入		1,452,822千円
第1項 企業債		1,157,000千円
第2項 補助金		121,302千円
第3項 負担金		174,518千円
第4項 固定資産売却代		1千円
第5項 寄附金		1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,953,824千円
第1項	建設改良費	1,453,591千円
第2項	企業債償還金	499,733千円
第3項	予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る賃借	平成28年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成28年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	833,000千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
放射線治療棟整備事業	324,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 職員給与費 | 4,309,343千円 |
| 2. 交際費 | 400千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は500,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、820,368千円と定める。

平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)
 平成26年度大和高田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,254,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 分担金及び負担金		285,505	182	285,687
	2. 負担金	281,845	182	282,027
13. 国庫支出金		4,933,185	△70,523	4,862,662
	1. 国庫負担金	3,798,437	△71,234	3,727,203
	2. 国庫補助金	1,076,429	711	1,077,140
14. 県支出金		1,370,237	38,816	1,409,053
	1. 県負担金	954,389	38,816	993,205
16. 寄附金		1,171	4,325	5,496
	1. 寄附金	1,171	4,325	5,496
17. 繰入金		1	1,000	1,001
	1. 基金繰入金	1	1,000	1,001
20. 市債		3,211,900	211,200	3,423,100
	1. 市債	3,211,900	211,200	3,423,100
補正されなかった科目に係る額		15,267,729	0	15,267,729
歳入合計		25,069,728	185,000	25,254,728

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,084,485	40,556	2,125,041
	1. 総務管理費	1,557,152	39,655	1,596,807
	2. 徴税費	314,928	901	315,829
3. 民生費		10,380,521	181,637	10,562,158
	1. 社会福祉費	4,528,069	153,404	4,681,473
	2. 児童福祉費	3,039,366	514	3,039,880
	3. 生活保護費	2,812,782	27,719	2,840,501
4. 衛生費		2,618,648	91,888	2,710,536
	1. 保健衛生費	915,847	91,888	1,007,735
5. 労働費		20,444	50	20,494
	1. 労働諸費	20,444	50	20,494
6. 農林水産業費		94,059	1,781	95,840
	1. 農業費	94,059	1,781	95,840
8. 土木費		2,312,019	△137,786	2,174,233
	4. 都市計画費	1,848,654	△137,786	1,710,868
10. 教育費		2,884,866	2,378	2,887,244
	2. 小学校費	739,566	1,027	740,593
	5. 幼稚園費	235,619	27	235,646
	6. 社会教育費	398,326	1,248	399,574
	7. 保健体育費	255,235	76	255,311
12. 公債費		3,405,938	4,496	3,410,434
	1. 公債費	3,405,938	4,496	3,410,434
補正されなかった科目に係る額		1,268,748	0	1,268,748
歳出合計		25,069,728	185,000	25,254,728

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	社会保障・税番号制度システム開発事業(電算運営)	3,400
		奥田はす池公園便所新築工事	13,759
		通学路等補修工事	47,500
	徴税費	社会保障・税番号制度システム開発事業(税務経費)	3,858
		社会保障・税番号制度システム開発事業(徴税経費)	3,642
民生費	社会福祉費	社会保障・税番号制度システム開発事業(社会福祉)	2,600
		社会保障・税番号制度システム開発事業(年金)	773
	児童福祉費	社会保障・税番号制度システム開発事業(児童手当)	2,487
		社会保障・税番号制度システム開発事業(児童福祉)	659
衛生費	保健衛生費	社会保障・税番号制度システム開発事業(健康増進)	2,600
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	7,100
	河川費	築山地内雨水排水設備整備工事	29,000
	都市計画費	都市再生整備事業	300,532
		総合公園新設事業	17,529
教育費	小学校費	小学校耐震補強事業	493,626
	中学校費	中学校耐震補強事業	375,541

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 267,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本郷大中線街路事業	千円 92,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 36,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成26年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95,775千円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ8,666,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		3,049,490	△247,562	2,801,928
	1. 国庫負担金	1,656,939	△57,937	1,599,002
	2. 国庫補助金	1,392,551	△189,625	1,202,926
6. 県支出金		510,211	△10,836	499,375
	2. 県補助金	445,349	△10,836	434,513
7. 共同事業交付金		970,920	18,074	988,994
	1. 共同事業交付金	970,920	18,074	988,994
9. 繰入金		487,390	144,549	631,939
	1. 一般会計繰入金	487,389	144,549	631,938
補正されなかった科目に係る額		3,744,253	0	3,744,253
歳入合計		8,762,264	△95,775	8,666,489

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		119,350	1,127	120,477
	1. 総務管理費	102,285	1,127	103,412
2. 保険給付費		5,994,361	△142,600	5,851,761
	1. 療養諸費	5,289,161	△130,000	5,159,161
	3. 出産育児諸費	48,325	△12,600	35,725
3. 後期高齢者支援金等		1,114,817	△51,056	1,063,761
	1. 後期高齢者支援金等	1,114,817	△51,056	1,063,761
6. 共同事業拠出金		970,925	18,074	988,999
	1. 共同事業拠出金	970,925	18,074	988,999
10. 諸支出金		9,984	78,680	88,664
	1. 償還金及び還付加算金	7,600	78,662	86,262
	2. 繰出金	389	18	407
補正されなかった科目に係る額		552,827	0	552,827
歳出合計		8,762,264	△95,775	8,666,489

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	社会保障・税番号制度システム開発事業	2,900

平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第3号）

平成26年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		290,665	△11,359	279,306
	2. 雑入	290,490	△11,185	279,305
	3. 貸付金元利収入	174	△174	0
2. 県支出金		1,200	11,648	12,848
	1. 県補助金	1,200	11,648	12,848
補正されなかった科目に係る額		22,600	0	22,600
歳入合計		314,465	289	314,754

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 公債費		52,469	289	52,758
	1. 公債費	52,469	289	52,758
補正されなかった科目に係る額		261,996	0	261,996
歳出合計		314,465	289	314,754

平成26年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成26年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
下水道事業費	下水道事業費	公共下水道事業	394,170

平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成26年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,093,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,155,815	1,555	1,157,370
	2. 国庫補助金	302,263	1,555	303,818
7. 繰入金		768,749	1,556	770,305
	1. 一般会計繰入金	743,812	1,556	745,368
補正されなかった科目に係る額		3,166,051	0	3,166,051
歳入合計		5,090,615	3,111	5,093,726

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		115,336	3,111	118,447
	1. 総務管理費	69,856	3,111	72,967
補正されなかった科目に係る額		4,975,279	0	4,975,279
歳出合計		5,090,615	3,111	5,093,726

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	社会保障・税番号制度システム開発事業	3,390

平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成26年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	社会保障・税番号制度システム開発事業	1,545

平成26年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

平成26年度大和高田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,485,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4,862,662	231,000	5,093,662
	2. 国庫補助金	1,077,140	231,000	1,308,140
補正されなかった科目に係る額		20,392,066	0	20,392,066
歳入合計		25,254,728	231,000	25,485,728

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,125,041	231,000	2,356,041
	1. 総務管理費	1,596,807	231,000	1,827,807
補正されなかった科目に係る額		23,129,687	0	23,129,687
歳出合計		25,254,728	231,000	25,485,728

第2表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	地域消費喚起・生活支援事業	147,000
		地域創生事業	84,000

告示第28号

大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱

大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成7年告示第102号）の全部を改正する。

大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者医療の被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号。以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者のうち公費負担を受けている精神障害者の医療費の自己負担金に対する助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成要件）

第2条 この告示により医療費助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に規定する医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の規定により、公費負担された国民健康保険法の規定による国民健康保険の被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者のうち医療費を自己負担したものである。ただし、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合も含む。

（1） 本市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）

（2） 社会保険各法の規定による被扶養者に対する助成については、その者の加入する社会保険等の被保険者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の加入する社会保険等の被保険者の扶養親族等の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第2号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

（住所地特例）

第3条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

（適用除外）

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この告示による医療費の助成を受けることができない。

（1） 大和高田市乳幼児医療費助成条例（平成8年条例第32号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

- (2) 大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成8年条例第33号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
 - (3) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成8年条例第34号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
 - (4) 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱（平成14年告示第81号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
 - (5) 大和高田市児童医療費助成条例（平成24年条例第8号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
 - (6) 大和高田市精神障害者医療費助成条例（平成26年条例第23号）又は大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱（平成26年告示第 号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
- （助成の範囲）

第5条 医療費の助成は、前3条の規定により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法、高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。ただし、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合を含む。

(1) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(2) 受診月ごとに500円

（支給方法）

第6条 助成金の支給を受けようとする者は、精神障害者医療費助成金（精神通院）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類及び領収書その他自己負担金を医療機関で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 社会保険各法の規定による被扶養者にあつては、第2条第1項第2号に該当することを明らかにすることができる書類及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証の写し

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の写し

(3) 奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票の写し

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは精神障害者医療費助成金（精神通院）交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに助成金を交付するものとし、不適当と認めるときは精神障害者医療費助成金（精神通院）交付申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者を発見したときは、直ちに助成を取り消し、返還を命ずることができるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の大和高田市精神障害者医療費助成事業(精神通院)実施要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

精神障害者医療費助成金(精神通院)交付申請書

大和高田市長 殿

申請者(対象者又は保護者等)

住 所 大和高田市

氏 名 _____ 印

対象者との続柄 _____

下記のとおり精神障害者医療費助成金(精神通院)を申請します。

申請額 金 _____ 円

本 人 記	対象者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日生	
		住 所	大和高田市			
	加入 医 療 保 険	被 保 険 者 名 氏	被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号	保 険 種 別	国保・社保扶養・後期高齢	
		保 険 者 番 号 及 び 名 称		保 険 者 所 在 地		
入 欄	社保扶養 の 場 合	被 扶 養 者 数	所 得 額 ①	控 除 額 ②	控 除 後 の 所 得 ① - ②	
	被 保 険 者 の 所 得	人 (内老人 人)	円	円	円	
支 払 希 望 金 融 機 関	金融機関名				支 店 名	支店
	口座番号	普通・当座			口座名義人	

【注1】対象者が社保扶養の場合、次の(1)及び(2)を初回及び毎年8月に添付する。

(1) 当該保険証の写し

(2) 被保険者の源泉徴収票又は税務署が交付する納税証明書の写し等、所得額を証明する書類

医 療 機 関 記 入 欄	年 月分	総点数	内精神通院 公費負担点数	精神通院医療に 係る自己負担額	円
	上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。 医療機関所在地 _____ 名 称 _____ 氏 名 _____ 印				

【注2】医療機関で証明が得られない場合の添付書類

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療）医療受給者証の写し

(2) 奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票の写し

決						決裁年月日	年	月	日	
	定					交付年月日	年	月	日	
						台帳確認	年	月	日	
(自己負担額						円) - (付加給付及びその他控除額	円) = 助成額			円

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

印

精神障害者医療費助成金（精神通院）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費助成金（精神通院）については、審査の結果、病院等で支払われた自己負担金のうち _____ 円を助成することに決定したので通知します。

なお、支払について、年 月 日をもってあなたの指定された銀行口座に振込を依頼しました。

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

印

精神障害者医療費助成金（精神通院）交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費助成金（精神通院）交付申請については、審査の結果、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

告示第29号

大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱を次のように定める。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者の精神障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この告示により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者（高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）であるものとする。

- (1) 本市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者
- (3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えない者
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として精神障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の

有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

（住所地特例）

第3条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第2項の例による。

（適用除外）

第4条 前2条の規定にかかわらず、大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱（平成14年告示第81号）の規定により医療費の助成を受けることができる者は、この告示による医療費の助成を受けることができない。

（助成の範囲）

第5条 医療費の助成は、前3条の規定により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

（1） 高齢者医療確保法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額

（2） 高齢者医療確保法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額

（3） 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

（4） 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は高齢者医療確保法に定める療養費支給申請書ごとに、外来療養である場合は500円、入院療養である場合は1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）

（受給資格の認定申請）

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請書兼受給資格等異動届出書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1） 第2条第1項第3号及び第4号に該当することを明らかにすることができる書類

（2） 高齢者医療確保法に基づく被保険者証

（3） 精神障害者保健福祉手帳

（4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた者にあつては、自立支援医療受給者証（精神通院）

2 市長は、前項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（受給資格の通知）

第7条 申請書を受理した市長は、申請者が対象者であると認めるときは、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定通知書（様式第2号。以下「受給資格認定通知書」という。）を交付するものとし、対象者であると認められないときは、その理由を付し精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、申請書の提出がない場合においても、対象者であると認めるときは、前項の規定に準じて受給資格認定通知書を交付することができる。

（支給方法）

第8条 受給資格認定を受けた者は、精神障害者医療費助成金（後期高齢者）交付請求書（様式第4号）に領収書その他自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から市長に自己負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたときは、受給資格認定を受けた者から市長に前項の規定による請求書の提出があったものとみなす。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは第5条第4号に規定する区分に応じ、当該区分に定める額を控除した額に相当する額を交付し、不適当と認めるときは精神障害者医療費助成金（後期高齢者）交付請求却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（受給資格認定の更新申請）

第10条 受給資格の認定期間は、受給資格認定の日から同日以後最初の7月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限のいずれか早い日までとする。

2 受給資格認定を受けた者は、受給資格認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格認定の有効期限までに、申請書に第6条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第6条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格認定の更新申請があった場合について準用する。

（届出）

第11条 受給資格認定を受けた者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに申請書を市長に届け出なければならない。

- （1） 住所又は氏名を変更したとき。
- （2） 高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者に該当しなくなったとき。
- （3） 条例第2条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当しなくなったとき。
- （4） 精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があったとき。
- （5） 対象者が死亡したとき。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

様式第1号（第6条関係）

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請書兼受給資格等異動届出書										
助 成 対 象 者	後期高齢者医療 被保険者番号							氏 名	男 女	
	後期高齢者医療 保 險 者 番 号							生 年 月 日	年 月 日	
所 得 状	所得状況						①助成対象者	②配偶者及び扶養義務者		
	氏 名						人			
	③控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 （うち老人扶養親族の数（対象者の所得状況欄については、老人 控除対象配偶者又は老人扶養親族、特定扶養親族の合計数））						人 （ 人 ）	人 （ 人 ）	人 （ 人 ）	
④ 所 得 額						円	円	円		

況 欄	雑	損	円	円	円
	医	療	円	円	円
	社	会	円	円	円
	小	規	円	円	円
	⑤	配	円	円	円
	控	障	人	人	人
	除	障	※	※	※
	障	障	※	※	※
	障	障	※	※	※
	※	※	円	円	円

⑥交付申請事由	1 精神障害者になったため 2 転入してきたため 3 後期高齢者医療制度に加入したため	4 その他（ ） (交付事由発生年月日) 年 月 日
<p>上記のとおり精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）の認定及び精神障害者医療費助成金（後期高齢者）の支給を申請します。</p> <p>異動事由（資格取得・保険変更・住所等変更・資格喪失（ ）・その他（ ））</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 印</p> <p>大和高田市長 殿</p>		

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

(裏面)

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）の認定申請及び精神障害者医療費助成金（後期高齢者）の支給にあたり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧し、使用すること。
- ・本助成金の算出のため、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）の情報を奈良県後期高齢者医療広域連合に提供すること。
- ・本助成金の算出のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療の給付に関する情報を利用すること。
- ・本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 氏名

印

なお、助成金は次の口座に振り込んでください。

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 氏名 印

口座振替 依頼欄	金融機関名	銀行 信金・信組 農協			本店 支店 出張所
	金融機関コード			店舗コード	
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号		
	口座名義人	フリガナ			

(委任状)

私は、 を代理人と定め、次の権限を委任する。
精神障害者医療費助成金（後期高齢者）の受領に関すること。

(申請者) 住所 氏名 印

(代理人) 住所 氏名 印

様式第2号（第7条関係）

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定申請については、次のとおり認定したので通知します。

記

受給資格の認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第7条関係）

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

精神障害者医療費助成金（後期高齢者）交付請求書						
						年 月 日
大和高田市長 殿						
(申請者) 住所 大和高田市						
氏名 印						
TEL						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※金 円 </div>						
ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。 なお、上記金額を登録の口座に振り込んでください。						
受給資格証 受給者番号				受給者氏名		
				生年月日	T・S・H 年 月 日生	
加入医療保険 名称				加入医療保険 記号 番号	記号 番号	
◎診療月ごとに申請してください。添付する領収書は受診者名・受診日・保険点数・金額・医療機関名・領収印のあるものに限りま。						
【医療等の状況】						決定 番号 ※
入 院	医療機関名			医療機関コード		
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
	日 (~)	点	円	円	円	円
外 来 等	⑥ 医療機関名			医療機関コード		
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
	日	点	円	円	円	円
	⑦ 医療機関名			医療機関コード		

	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
⑧	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
⑨	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
⑩	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
合 計			自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
			円	円	円	円	
※確認欄	保険の自己負担割合（1割・2割・3割）			※高額療養費の有無（限度額）			
※決定				決裁年月日		年 月 日	
				交付年月日		年 月 日	
				台帳確認		年 月 日	

（注）※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第9条関係）

精神障害者医療費助成金（後期高齢者）交付請求却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで請求のあった精神障害者医療費助成金交付請求については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

記

（理由）

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

告示第30号

平成26年度市県民税第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成27年1月27日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第31号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成27年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成27年7月5日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年12月1日から平成26年12月31日まで間

告示第32号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則（昭和46年規則第11号）に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成27年3月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 委託した者

氏 名	住 所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号
森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号

2 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

告示第33号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 受託者の住所・氏名
大和高田市大字池田418番地の1
公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝
- 2 委託した事務の範囲
大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

告示第34号

平成26年度国民健康保険税納税(変更)通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保グループで保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成27年1月27日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第35号

平成26年度市県民税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成27年2月24日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第36号

平成26年度国民健康保険税第4期及び第5期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成26年度国民健康保険税第4期督促状 平成26年11月18日

平成26年度国民健康保険税第5期督促状 平成26年12月18日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第37号

平成27年国勢調査大和高田市実施本部設置要綱を次のように定める。

平成27年3月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

平成27年国勢調査大和高田市実施本部設置要綱

(趣旨)

第1条 平成27年国勢調査(以下「国勢調査」という。)の実施に当たり、円滑かつ効率的な調査実施体制を整え、国勢調査に万全を期するため、平成27年国勢調査大和高田市実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施に係る企画及び進行に関すること。
- (2) 国勢調査の実施に係る広報及び啓発に関すること。
- (3) 関係機関との緊密な連携を図り、国勢調査を適正かつ迅速に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国勢調査の実施について必要なこと。

(組織)

第3条 実施本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 参与

2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、市民部長の職にある者をもって充てる。

4 参与は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画法制課長
- (2) 広報情報課長
- (3) 人事課長
- (4) 財政課長
- (5) 財産管理課長
- (6) 市民課長
- (7) 自治振興課長

(実施本部の職務)

第4条 本部長は、市長の命を受けて実施本部の事務を統括し、副本部長及び参与を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 参与は、本部長の命を受けて、国勢調査の円滑な推進を図る。

(事務局)

第5条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置く。

2 事務局に企画調査班、庶務班、調査指導班及び広報班を置き、その分掌事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 企画調査班

- ア 調査実施の総合企画に関すること。
- イ 他の地方公共団体との連絡調整に関すること。
- ウ 調査客体からの苦情相談に関すること。
- エ 関係課との連絡調整に関すること。
- オ 他の班に属さない事項に関すること。

(2) 庶務班

- ア 国勢調査に係る指導員及び調査員（以下「指導員等」という。）の内申及び表彰並びに公務災害に関すること。
- イ 指導員等の予算及び経理に関すること。
- ウ 臨時職員の任用手続等に関すること。

(3) 調査指導班

- ア 指導員等の指揮監督に関すること。
- イ 指導員等に対する説明会の実施及び指導員等との連絡に関すること。
- ウ 調査用品の収受及び仕分けに関すること。
- エ 自治会その他の関係団体との連絡調整に関すること。
- オ 調査関係書類の審査及び結果の公表等に関すること。

(4) 広報班

- ア 調査趣旨の普及宣伝に関すること。
- イ プライバシーの保護に関すること。
- ウ 非協力世帯及び調査困難世帯への対応に関すること。

(職員)

第6条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 班長
- (4) 班員

2 事務局長は、市民部産業振興課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局次長は、市民部産業振興課長補佐の職にある者をもって充てる。

4 班長及び班員は、市民部産業振興課職員のうちから本部長が任命する。

(事務局の職務)

第7条 事務局長は、本部長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局次長、班長及び班員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長及び班員は、事務局長の命を受け、各班の事務を処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、実施本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

告示第38号

平成26年度国民健康保険税第7期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成27年3月20日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第39号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成27年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 縦覧場所 大和高田市役所税務課
2. 縦覧期間 平成27年4月1日から平成27年4月30日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

告示第40号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称 大和高田市高田温泉さくら荘
 - (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市高田温泉さくら荘条例(平成17年条例第25号)第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日

告示第41号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称 大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例（平成17年条例第36号）第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日

告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に指定しましたので告示します。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	有限会社 ミオの家 大和高田市大字東中82番地
指定等に係る事業所の名称及び所在地	ミオの家 相談支援事業所 大和高田市大字東中82番地
指定等の年月日	平成27年4月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	特定無し
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	2930800137 2970801029

告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者に指定しましたので告示します。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	株式会社 グローアップ 大和高田市神楽1丁目3番38号
指定等に係る事業所の名称及び所在地	ぐる〜あっぷ 大和高田市神楽1丁目3番38号
指定等の年月日	平成27年4月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業
事業の主たる対象者	知的障害者、精神障害者

特定相談支援事業所番号又は 障害児相談支援事業所番号	2930800145
-------------------------------	------------

告示第45号

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する告示
大和高田市意思疎通支援事業実施要綱（平成26年告示第35号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

自宅を出発した時間から自宅へ 帰着した時間までを基準時間と し、交通費を含む。	1時間当たり1,200円
---	--------------

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第53号

大和高田市支援調整会議設置要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市支援調整会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者自立相談支援事業（以下「本事業」という。）を円滑に推進するため、大和高田市支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 支援調整会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 本事業における相談者への支援計画（以下「プラン」という。）の妥当性について確認を行うこと。
- （2） プランについて必要な修正を行うこと。
- （3） プランに基づく支援の評価並びに今後の支援に当たっての支援方針及び各機関の役割について確認を行うこと。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 支援調整会議の構成員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1） 生活困窮者問題について識見を有する者
- （2） 大和高田公共職業安定所の職員
- （3） 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会の職員
- （4） 別表に掲げる職にある者
- （5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 支援調整会議に総括者を置き、福祉部長をもって充てる。

3 総括者は、会務を総理し、支援調整会議を代表する。

4 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 支援調整会議の会議（以下「会議」という。）は、原則として毎月1回程度開催する。

2 会議は、総括者が招集する。

3 総括者は、会議で扱う事案等により、当該会議に必要な構成員のみを招集し、会議を開くことができるものとする。

4 総括者は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意見を徴し、又は必要な資料を提出させることができる。

5 会議及び会議の資料は、非公開とする。

（秘密の保持）

第5条 構成員及び前条第4項により会議に出席した者は、会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第6条 支援調整会議の庶務は、福祉部保護課において処理する。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、支援調整会議の運営に必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部長

企画法制課長

広報情報課長

人事課長

税務課長

収納対策室課長

市民課長

人権施策課長

自治振興課長

産業振興課長

社会福祉課長

保護課長

児童福祉課長

保育課長

健康増進課長

介護保険課長

地域包括支援課長

保険医療課長

建築住宅課長

環境衛生課長

大和高田市立病院医事課長

水道総務課長

大和高田市教育委員会事務局教育総務課長

大和高田市教育委員会事務局学校教育課長

大和高田市教育委員会事務局青少年課長
大和高田市教育委員会事務局生涯学習課長

告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、本市における平成27年度固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公 告

公告第33号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第34号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝東三倉堂町地内管渠工事（62）・給配水管移設工事（G62）
2 工事場所	大和高田市東三倉堂町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年8月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p>

	(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年3月13日(金)から平成27年3月17日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年3月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年3月13日(金)から平成27年3月20日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年3月13日(金)から平成27年3月20日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年3月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年3月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p>

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年3月27日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥14,650,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第35号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内管渠工事（54）・給配水管移設工事（G54）
2 工事場所	大和高田市中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年8月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されてい

	<p>る者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年3月13日（金）から平成27年3月17日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年3月18日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年3月13日（金）から平成27年3月20日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAX</p>

書(仕様書)についての質疑応答	Xで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成27年3月13日(金)から平成27年3月20日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年3月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年3月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年3月27日(金)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥14,680,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	平成27年度大和高田市要介護認定業務一部委託
2 契約期間	契約締結日から平成28年3月31日まで
3 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿のその他（介護認定業務）に登録している者であること。</p> <p>(6) 居宅支援サービス又は介護保険施設等要介護認定の申請を行う側の事業者でないこと。</p> <p>(7) 地方公共団体において、要介護認定事務業務及び認定審査会補助業務の受託実績がある者であること。</p> <p>(8) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾を受けた者であること。</p> <p>(9) ISO9001、ISO14001及びISO27001の認証を取得している者であること。</p> <p>(10) 大和高田市情報セキュリティポリシーを遵守できること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4（4）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、4（7）に示す実績書（任意様式）及び当該の契約書の写しと4（8）及び（9）の要件を満たすことを証するものの写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、郵送によることを可とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年4月1日（水）から平成27年4月9日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日を除きます。また、郵送による場合は、必ず特殊郵便によるものとし、平成27年4月9日（木）必着とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>

6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年4月10日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、E-mailにより、次のとおり行います。（質問書の様式は、任意とします。）</p> <p>(1) 受付期間 平成27年4月1日（水）から平成27年4月16日（木）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市保健部介護保険課 E-mail kaigo@city.yamatotakada.nara.jp</p> <p>(4) 回答期限 回答は、平成27年4月17日（金）までとし、原則質問者に対してのみ随時E-mailにより行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成27年4月23日（木）。開札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年4月24日（金）午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所4階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
13 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とし、開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴取は、2回までとします。</p>
14 契約保証金	<p>免除します。</p>
15 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

教育委員会

教育委員会規則第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和高田市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 大和高田市教育委員会会議規則(昭和31年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第3条中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、「又は2名以上の委員が書面で会議に付議すべき事件を示して請求したとき」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集があったときは、臨時会を招集するものとする。

第7条から第9条まで、第11条第2項、第12条、第14条から第16条まで及び第19条中「委員長」を「教育長」に改める。

第20条第1項中「委員長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名して」を「教育長が指名する事務局職員に」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第21条第2号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第9号中「委員長」を「教育長」に改める。

第22条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第23条とし、第21条の次に次の1項を加える。

第22条 教育長は、会議録(法第14条第7項ただし書の規定による秘密会の会議録を除く。)を作成したときは、事務局に据え置き、一般の閲覧に供さなければならない。

(大和高田市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第2条 大和高田市教育委員会傍聴人規則(昭和33年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第3条、第4条及び第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

(大和高田市教育委員会公告式規則の一部改正)

第3条 大和高田市教育委員会公告式規則(昭和33年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項及び第3条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

(大和高田市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第4条 大和高田市教育委員会事務委任規則(昭和33年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第162号」の次に「。以下「法」という」を加え、「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第3条ただし書中「委員会」の次に「の会議」を加える。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1項を加える。

(委員会の会議への報告)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める教育委員会の会議において報告しなければならない。

- (1) 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議
- (3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）
- (4) 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）
- (5) 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

（大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第5条 大和高田市教育委員会事務局組織規則（昭和33年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

（大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部改正）

第6条 大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部を改正する規則（昭和12年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「教育委員長」を「教育長」に、「届出」を「届け出」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第1条の規定による改正後の大和高田市教育委員会会議規則（「第13条第6項」を「第14条第7項」に改める改正規定を除く。）の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大和高田市教育委員会会議規則（「第13条第6項」を「第14条第7項」に改める改正規定を除く。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第2条の規定による改正後の大和高田市教育委員会傍聴人規則第3条、第4条及び第6条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の大和高田市教育委員会傍聴人規則の第3条、第4条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第3条の規定による改正後の大和高田市教育委員会公告式規則第2条第1項及び第3条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の大和高田市教育委員会公告式規則第2条第1項及び第3条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第4条の規定による改正後の大和高田市教育委員会事務委任規則第4条の規定は適用しない。

教育委員会規則第2号

大和高田市立小学校、中学校通学区域規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立小学校、中学校通学区域規則の一部を改正する規則

大和高田市立小学校、中学校通学区域規則(昭和57年教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1磐園小学校区の項中「650番地」を「651番地」に、「758番地」を「758番地」に改め、同表陵西小学校区の項中「大字大谷一部」を「大字大谷の一部」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会規則第3号

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大和高田市立幼稚園規則(昭和43年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「35人」を「30人」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、満3歳児クラスについては1学級の幼児数は、20人以下を原則とする。

第3条ただし書中「高田幼稚園、土庫幼稚園及び」を削る。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

第10条を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会規則第4号

大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則(平成21年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項3号中「大和高田市立幼稚園保育料入園料徴収条例」を「大和高田市立幼稚園保育料徴収条例」に改め、「幼稚園入園料及び」を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会規則第5号

大和高田市立幼稚園保育料入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立幼稚園保育料入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市立幼稚園保育料入園料の減免に関する規則（昭和47年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市立幼稚園保育料の減免に関する規則

第1条中「大和高田市立幼稚園保育料入園料徴収条例」を「大和高田市立幼稚園保育料徴収条例」に、「保育料及び入園料」を「利用者負担額（以下「保育料」という。）」に改める。

第2条中「及び入園料」を削り、「次に掲げるもの」を「災害その他の理由により保育料を負担することが困難であると教育委員会が認めた世帯」に改め、同条各号を削る。

第3条各号列記以外の部分中「及び入園料」を削り、同条中「それぞれ次のとおり」を「その実情に応じてその都度教育委員会が定める額」に改め、同条各号を削る。

第4条を削る。

第5条中「第2条第4号に規定する事由により」及び「及び入園料」を削り、「保育料等減免申請書（様式第2号）」を「保育料減免申請書（様式第1号）」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「及び入園料」及び「第4条の規定により幼稚園長が提出する調書又は」を削り、「保護者が提出する」の次に「保育料減免」を加え、「決定」を「、決定」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「保育料等減免決定・却下通知書（様式第3号）」を「保育料減免決定・却下通知書（様式第2号）」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第5条関係」を「第4条関係」に、「保育料等減免申請書」を「保育料減免申請書」に改め、「（入園料）」を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「保育料等減免決定・却下通知書」を「保育料減免決定・却下通知書」に改め、「（入園料）」を削り、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会規則第6号

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則

大和高田市立図書館規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（1） 火曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） 午前9時から午後7時まで

（2） 土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

第5条第1号を次のように改める。

（1） 月曜日。ただし、休日が月曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日

第5条第3号を削り、同条第4号中「10日」を「7日」に改め、同号を同条第3号とする。
第11条第4項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、貸出冊数及び貸出期間を別に指定することができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会事務専決規程及び大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市教育委員会事務専決規程及び大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
(大和高田市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 大和高田市教育委員会事務専決規程（平成9年規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに教育長の職務を代理する職員の指定について（昭和54年教育委員会告示第6号）の規定による代理決裁」を削り、「第4条」を「第5条」に改める。

(大和高田市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 大和高田市教育委員会公印規程（平成11年教育委員会規程第1号）の一部を改正する。

第6条の2及び第11条第8項中「教育委員長」を「教育長」に改める。

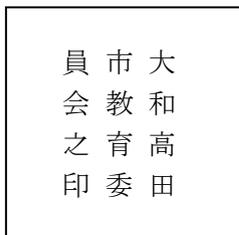
別表を次のように改める。

名称	ひな形番号	寸法	使用区分	管守者
大和高田市教育委員会印（大）	1	方45mm	委員会名をもって発する文書	教育総務課長
大和高田市教育委員会印（中）	2	方30mm	委員会名をもって発する文書	教育総務課長
大和高田市教育委員会印（小）	3	方20mm	委員会名をもって発する文書	教育総務課長
大和高田市教育委員会教育長印	4	方26mm	教育長名をもって発する文書	教育総務課長
大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	5	方20mm	教育長に事故あるとき又は欠けたとき	教育総務課長
大和高田市教育委員会印	6	方21mm	委員会名をもって文化会館で発する文書	文化振興課長

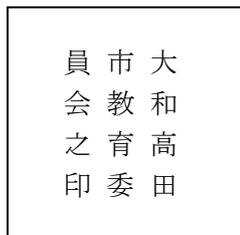
(1)

(2)

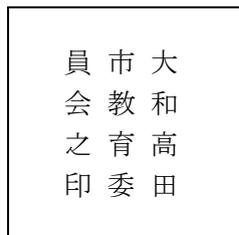
(3)



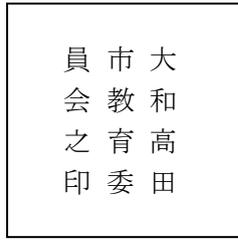
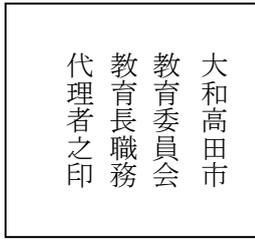
(4)



(5)



(6)



様式第4号中

「

使 用 公 印
<input type="checkbox"/> 教育委員会
<input type="checkbox"/> 教育委員会委員長
<input type="checkbox"/> 教育長
<input type="checkbox"/> 職務代理者

」を

「

使 用 公 印
<input type="checkbox"/> 教育委員会
<input type="checkbox"/> 教育長
<input type="checkbox"/> 職務代理者

」に改める。

様式第5号中

「

事前押印する公印	名 称	ひな形番号	寸法
	大和高田市教育委員会印（大）	1	方 45 mm
	大和高田市教育委員会印（中）	2	方 30 mm
	大和高田市教育委員会印（小）	3	方 20 mm
	大和高田市教育委員会委員長印（大）	4	方 45 mm
	大和高田市教育委員会委員長印（小）	5	方 20 mm
	大和高田市教育委員会教育長印	6	方 26 mm
	大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	7	方 20 mm

」を

「

事前押印する 公 印	名 称	ひな 形番 号	寸法
	大和高田市教育委員会印（大）	1	方 45 mm
	大和高田市教育委員会印（中）	2	方 30 mm
	大和高田市教育委員会印（小）	3	方 20 mm
	大和高田市教育委員会教育長印	4	方 26 mm
	大和高田市教育委員会教育長職務代理人印	5	方 20 mm

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第1条の規定による改正後の大和高田市教育委員会事務専決規程の規定（第1条の改正規定中「第4条」を「第5条」に改める部分を除く。）は適用せず、第1条の規程による改正前の大和高田市教育委員会事務専決規程の規定（第1条の改正規定中「第4条」を「第5条」に改める部分を除く。）は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第2条の規定による改正後の大和高田市教育委員会公印規程の規定は適用せず、第2条の規程による改正前の大和高田市教育委員会公印規程の規定は、なおその効力を有する。

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成27年3月13日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日 時 平成27年3月17日（火）午後2時

場 所 さざんかホール4階会議室

議 案 第1号 平成27年3月定例市議会の教育関係議案について

第2号 地方教育行政の組織に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）について

第3号 大和高田市教育委員会事務専決規程及び大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程（案）について

第4号 大和高田市立小学校、中学校通学区域規則の一部を改正する規則（案）について

第5号 大和高田市立幼稚園関連規則の改正案について

第6号 大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則（案）について

- 第7号 第68回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要項(案)について
第8号 後援願いについて
第9号 その他

教育委員会告示第5号

教育推進教員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月17日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

教育推進教員設置要綱の一部を改正する告示
教育推進教員設置要綱(平成14年教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。
第5条中「3月30日」を「3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成27年3月23日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日 時 平成27年3月25日(水)午後3時30分

場 所 大和高田市役所別棟2階教育長室

議 案 第1号 教職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第7号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成27年3月23日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成27年3月26日(木)午前10時

場所 大和高田市役所別棟2階教育長室

議案 第1号 市職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第8号

教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定についての一部を改正する告示を次のように

定める。

平成27年3月24日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定についての一部を改正する告示
教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について（平成14年教育委員会告示第2号）
の一部を次のように改正する。

「第19条第8項」を「第18条第8項」に改める。

附 則

この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

教育委員会告示第9号

教育長の職務を代理する職員の指定についてを廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月24日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

教育長の職務を代理する職員の指定についてを廃止する告示
教育長の職務を代理する職員の指定について（昭和54年教育委員会告示第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この告示による廃止前の教育長の職務を代理する職員の指定についての規定は、なおその効力を有する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成27年3月3日から平成27年3月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年2月23日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

3分の1の数	18,917人
6分の1の数	9,459人
50分の1の数	1,136人

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年3月18日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 日時 平成27年3月25日(水)午前9時
- 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
- 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月25日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年3月26日に次の場所で縦覧に供する。

平成27年3月20日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階選挙管理委員会事務局**選挙管理委員会告示第9号**

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり区画数は、6区画とする。設置完了日は、平成27年3月25日とし、掲示のできる日は、次のとおりである。

平成27年3月25日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 掲示のできる日 平成27年3月26日
 - 設置場所 別紙のとおり
- 別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月25日現在における奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月25日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

3分の1の数	18,941人
6分の1の数	9,471人
50分の1の数	1,137人

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年3月25日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 日時 平成27年3月31日(火)午前9時
- 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階西会議室
- 議案 第1号 平成27年3月31日確定期日における大和高田市農業委員会委員選挙人名簿について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第12号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年3月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 日時 平成27年4月2日(木)午前8時
- 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階西会議室
- 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第13号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を、次のとおり定める。

平成27年3月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 期日前投票所の場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
- 期日前投票所を設ける期間 平成27年3月27日から平成27年4月11日まで

選挙管理委員会告示第14号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

平成27年3月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の2の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成27年3月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年3月26日（木）午後5時30分
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所4階会議室

選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年3月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年4月9日（木）午後5時30分
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所4階会議室

選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成27年3月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

不在者投票所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室

選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年4月3日に次の場所で縦覧に供する。

平成27年3月30日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第19号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第5項の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月31日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

2分の1の数 1,327人

公営企業**水道事業告示第2号**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します

平成27年4月1日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉田誠克

1. 受託者の氏名

- ・中村 京子
- ・阪本 友子
- ・佐藤 薫
- ・増田 善昭
- ・狩野 俊信
- ・久保 洋一
- ・日浦 るり子
- ・弁護士法人 館野法律事務所

2. 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成27年4月1日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉田誠克

業者名 株式会社 エーライフ
代表者名 吉田 泰崇
所在地 大阪府摂津市鳥飼西2-36-5